

定 款

株式会社 ア イ ス コ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アイスコと称し、英文では、I c e c o I n c. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 冷蔵、冷凍食品及びチルド食品の卸売
2. 牛乳及び乳製品の販売
3. 製パン、製菓用資材の輸入及び販売
4. 全酒類小売業
5. 缶詰、乾物類、嗜好品、香辛料、酒類、清涼飲料水の輸入及び販売
6. 食料品及び日用雑貨の販売
7. 日用品雑貨の輸入及び販売
8. 雑穀、飼料の輸入及び販売
9. 一般貨物自動車運送事業
10. 駐車場の管理・運営業
11. 不動産賃貸業
12. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6, 000, 000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めると

ころに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役社長を 1 名定め、必要に応じて取締役会長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第 22 条 取締役社長は、会社の業務を統轄し、取締役会長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

（取締役の責任免除）

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期等)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当等の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第43条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第44条 当社は、2019年10月10日開催の当社臨時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。